

入札説明書

令和6年札幌市交通局告示第190号に基づく入札については、札幌市交通局契約規程、札幌市交通局物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規程その他関係法令に定めるもののほか、この入札説明書によるものとする。

1 告示日 令和6年6月17日

2 契約担当部局

〒004-8555 札幌市厚別区大谷地東2丁目4番1号

札幌市交通局事業管理部総務課契約係 電話 (011) 896-2709 FAX 011-896-2790

メールアドレス: ko.somu-keiyaku@city.sapporo.jp

3 入札に付する事項

(1) 特定役務の名称

ア 駅舎清掃業務（南清掃区） 一式

イ 駅舎清掃業務（栄町清掃区） 一式

ウ 駅舎清掃業務（福住清掃区） 一式

(2) 調達案件の仕様等

仕様書による。

(3) 履行期間

令和6年10月1日から令和9年9月30日まで

ただし、本調達は、地方自治法第234条の3に規定する長期継続契約のため、契約を締結する日の属する年度の翌年度以降において、本調達に係る予算の削除又は減額があった場合には、契約を解除することがある。

(4) 履行場所

仕様書による。

(5) 入札方法

上記(1)に掲げる案件ごとに、それぞれ月額で行う。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の10%に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望月額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(6) 入札の方式

本調達は、地方自治法施行令第167条の10の2の規定に基づき、価格以外の要素と価格を総合的に評価して落札者を決定する総合評価落札方式の調達である。

4 入札参加資格

(1) 地方自治法施行令第167条の4に規定する事項に該当しない者であること。

(2) 令和4～7年度札幌市競争入札参加資格者名簿（物品・役務）において、業種が「建物清掃業」のAに登録されている者であること。

なお、上記名簿に登録されていない者でこの入札に参加しようとするものは、次のとおり申請する必要がある。

ア 申請先 札幌市財政局管財部契約管理課(札幌市中央区北1条西2丁目)

電話 011-211-2152

イ 申請に必要な書類の入手方法 上記アの場所で交付するほか、次のURLのホームページからダウンロードできる。

https://www.city.sapporo.jp/zaisei/keiyaku-kanri/chosei/toroku/9_wto.html

ウ 受付期間

告示日から令和6年7月12日(金)17時00分(送付の場合は必着のこと。)まで

- (3) 会社更生法による更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法による再生手続開始の申立てがなされている者(手続開始の決定後の者は除く。)等経営状態が著しく不健全な者でないこと。
- (4) 札幌市交通局競争入札参加停止等措置要領の規定に基づく参加停止の措置を受けている期間中でないこと。
- (5) 事業協同組合等の組合がこの入札に参加する場合は、当該組合等の構成員が構成員単独での入札参加を希望していないこと。
- (6) 入札の適正さが阻害されると認められる次に掲げる一定の資本関係又は人的関係がある者が同一入札に参加していないこと。(詳細は別記5参照)

ア 資本関係

(ア) 子会社等(会社法第2条第3号の2に規定する子会社等をいう。(イ)において同じ。)と親会社等(同条第4号の2に規定する親会社等をいう。(イ)において同じ。)の関係にある場合

(イ) 親会社等を同じくする子会社等同士の関係にある場合

イ 人的関係

(ア) 一方の会社等(会社法施行規則第2条第3項第2号に規定する会社等をいう。以下同じ。)の役員(会社法施行規則第2条第3項第3号に規定する役員のうち、次に掲げる者をいう。以下同じ。)が、他方の会社等の役員を現に兼ねている場合。ただし、会社等の一方が民事再生法第2条第4号に規定する再生手続が存続中の会社等又は更生会社(会社更生法第2条第7項に規定する更生会社をいう。)である場合を除く。

a 株式会社の取締役。ただし、次に掲げる者を除く。

- (a) 会社法第2条第11号の2に規定する監査等委員会設置会社における監査等委員である取締役
- (b) 会社法第2条第12号に規定する指名委員会等設置会社における取締役
- (c) 会社法第2条第15号に規定する社外取締役
- (d) 会社法第348条第1項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている取締役

b 会社法第402条に規定する指名委員会等設置会社の執行役

c 会社法第575条第1項に規定する持分会社(合名会社、合資会社又は合同会社をいう。)の社員(同法第590条第1項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている社員を除く。)

d 組合の理事

e その他業務を執行する者であって、aからdまでに掲げる者に準ずる者

(イ) 一方の会社等の役員が、他方の会社等の民事再生法第64条第2項又は会社更生法第67条第1項の規定により選任された管財人(以下単に管財人という。)を現に兼ねている場合

(ウ) 一方の会社等の管財人が、他方の会社等の管財人を現に兼ねている場合

ウ 入札に参加する事業協同組合等の組合と他の入札参加者について、上記ア又はイと同視しうる資本関係又は人的関係があると認められる場合

5 総合評価に関する事項

(1) 落札者の決定方法

札幌市交通局契約規程第7条の規定に基づき作成された予定価格の制限の範囲内の価格をもって有効な入札を行った者のうち、下記(2)の総合評価の方法によって得られた得点(以下「総合評価点」という。)の最も高い者を落札者とする。

ただし、本入札は、当該契約の内容に適合した履行を確保するため、あらかじめ札幌市交通局委託業務契約に係る低入札価格調査制度及び最低制限価格制度運用要領(以下「低入札価格調査要領」という。)に定める調査基準価格(別記4参照)を設け、その価格を下回る入札が行われたときは、低入札価格調査要領の規定に基づき、低入札価格調査を行う。

そのため、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により本調達に係る契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不相当であると認められるときは、その者を落札者とせず失格と扱い、予定価格の制限の範囲内の価格をもって有効な入札を行った他の者のうち、総合評価点の高い者を落札者とすることがある。

(2) 総合評価の方法(落札者決定基準)

ア 評価は、開札後、予定価格の制限の範囲内の価格をもって有効な入札を行った者について、入札書記載金額及び企画提案書類等に基づき行うものとする。

イ 評価は、「価格評価」、「履行体制評価」及び「働き方改革・研修評価」に区分し、その配点をそれぞれ次のとおりとする。

(ア) 価格評価点 35点

(イ) 履行体制評価点 22点

(ウ) 働き方改革・研修評価点 13点

ウ 総合評価点は、次に掲げる算定式により算定する。

総合評価点＝価格評価点＋履行体制評価点＋働き方改革・研修評価点

エ 価格評価点は、次に掲げる算定式により算定する。なお、いずれの算定による場合も、小数点第3位以下は切り捨てる。

(ア) 予定価格以下で調査基準価格以上の場合

価格評価点＝35点×(調査基準価格＋入札額)／(入札額×2)

(イ) 調査基準価格未満の場合

価格評価点＝35点×調査基準価格算定率×(入札額／調査基準価格)

オ 価格以外の要素の評価について、その概要を次のとおりとし、履行体制評価及び研修・雇用条件評価の詳細は、別記2の落札者決定基準による。

(ア) 履行体制評価

a 履行体制

b 履行実績・技術等

c 履行品質の維持・向上

(イ) 働き方改革・研修評価

a 働き方改革の推進

b 研修体制等

カ 落札者となるべき同じ総合評価点の者が、2人以上あるときは、くじ引きにより落札者を決定する。

なお、くじ引きの場所、日時等については、該当する者に別途通知する。また、該当者又はその代理人がくじを直接引かない者がいるときは、これに代えて、当該入札事務に関係のない職員がくじを引くものとする。

(3) 低入札価格調査

低入札価格調査要領の規定に基づき、調査基準価格(別記4参照)を下回る入札が行われたと

きは、低入札価格調査を行う。その結果、落札者となった場合には、札幌市交通局契約規程第25条に定める契約保証金納付の免除規定(第1号を除く。)は適用しない。

なお、低入札価格調査要領第7条第3項に定める低入札価格調査に係る資料及び報告書の提出期限は、別途通知した日の翌日から起算して3日以内(札幌市の休日を定める条例に規定する休日(以下「休日」という。)を除く。)とする。また、提出期限後の提出及び差替えを認めない。

(4) 落札者の決定

落札者を決定したときは、総合評価に係る審査結果について、入札に参加した者に対し、適当な方法により通知する。なお、落札決定は、令和6年8月30日までにを行う予定である。

(5) 総合評価の結果の公表について

ア 落札者決定後、本調達における入札結果を公表する。

イ 予定価格の制限の範囲内の価格をもって有効な入札をした者は、公表された自らの評価点に疑義がある場合は、上記(4)の通知した日の翌日から起算して3日以内(休日を除く。)に、書面により疑義の照会を行うことができる。なお、その場合の回答は、書面にて後日行う。

6 入札手続等

(1) 契約条項を示す場所及び問い合わせ場所

上記2に同じ。

(2) 契約条項等の交付方法

上記2の場所で交付するほか、下記URLのホームページからダウンロードできる。

<https://www.city.sapporo.jp/st/keiyaku/25kokuji/25kokuji.html>

(3) 一般競争入札参加資格審査書類の提出

この総合評価一般競争入札に参加する者(以下「入札参加者」という。)は、上記4の入札参加資格の審査に必要な次に掲げる書類(以下「審査書類」という。)を、下記(6)ア(ア)の提出期限までに提出しなければならない。

ア 総合評価一般競争入札参加資格確認申請書(審査様式1)

イ 資本関係・人的関係調書(審査様式2)

ウ 事業協同組合等にあつては、組合員名簿の写し

エ 官公需適格組合にあつては、官公需適格組合の証明書の写し

(4) 業務費内訳書等の提出

入札参加者は、入札書に記載する金額の積算根拠となる次に掲げる書類(以下「業務費内訳書等」という。)を、別記3の「業務費内訳書等記載要領(総合評価一般競争入札用)」に基づき作成し、入札書と同時に提出しなければならない。

ア 業務費内訳書(内訳様式1)

イ 業務従事者賃金支給計画書(内訳様式2)

ウ 社会保険料事業主負担分調書(内訳様式3)

(5) 企画提案申出書の提出

入札参加者は、上記5の企画提案に係る申出書(以下、「企画提案申出書」という。)を作成し、下記(6)ア(イ)の提出期限までに提出しなければならない。

なお、作成する際は、仕様書等を十分に把握のうえ、別記2の「落札者決定基準」に掲げる評価項目に応じて、入札参加者が実現可能な企画提案内容を記載すること。

(6) 入札書、審査書類、業務費内訳書等及び企画提案申出書の提出

入札参加者は、入札書、審査書類、業務費内訳書等及び企画提案申出書(以下「入札書等」という。)を、次のとおり提出しなければならない。

ア 入札書等の提出期限

(ア) 審査書類 令和6年7月17日(水)17時00分(送付の場合は必着のこと。)

※ 審査書類の審査の結果、上記3に掲げる入札参加資格が「無」の場合のみ、令和6年7月

23日(火)までに該当者に通知する(有の場合は通知しない)。

(イ) 入札書、業務費内訳書等及び企画提案申出書

令和6年7月29日(月)17時00分(送付の場合は必着のこと。)

イ 提出場所

上記2と同じ

ウ 提出方法

(ア) 審査書類及び企画提案申出書

持参、送付又は電子メールによる。なお、電子メールにより提出する場合、事前に契約担当部局に電子メールにて提出することを申し出たうえで、差出人アドレスは札幌市競争入札参加資格(物品・役務)に登録されている見積依頼用メールアドレスとすること。

(イ) 入札書及び業務費内訳書等

持参又は送付による。なお、FAX、電子メールその他の方法による提出は認めない。

(7) 企画提案に係る添付書類の提出

入札書及び企画提案申出書を基に算定した総合評価点の審査順1位の者については、企画提案申出書の根拠として、企画提案に係る添付書類(以下、「提案書類」という。)を、次のとおり提出しなければならない。

なお、1位の者の提案内容等に不備があり、次順位の者の総合評価点が上位になる場合は、順に次順位の者に求める。以後、1位の者が確定するまで同様の手続を繰り返す。

ア 提出期限

入札執行者の指示があった日の翌日から起算して3日以内(休日を除く。)。なお、指定期限までに提出がない場合は、提案内容について評価対象外となる場合がある。

イ 提出場所

上記2と同じ

ウ 提出方法

持参又は送付(電子メール含む。)による。なお、電子メールにより提出する場合、事前に契約担当部局に電子メールで提出することを申し出ること(上記(6)ウ(ア)の後段参照)。

(8) 提出に当たっての留意事項(別記1参照)

ア 作成した入札書は、封筒に入れ封印し、かつ、その封皮に氏名(法人の場合はその名称又は商号)及び「令和6年7月30日〇〇時〇〇分開札〔上記3(1)のうち該当する案件名〕の入札書在中」の旨を記載すること。

イ 上記(4)の業務費内訳書等は、同一の封筒(入札書とは別の封筒)に入れ封印し、かつ、その封皮に氏名(法人の場合はその名称又は商号)及び「令和6年7月30日〇〇時〇〇分開札〔上記3(1)のうち該当する案件名〕の業務費内訳書等在中」の旨を記載すること。

ウ 持参による提出

(ア) 審査書類

上記(3)で作成した審査書類を、上記2の場所に上記(6)ア(ア)の提出期限までに直接提出すること。なお、提出書類の確認のため封印の必要は無し。

(イ) 入札書、業務費内訳書等及び企画提案申出書

上記ア及びイにより作成したそれぞれの封書に、上記(5)の企画提案申出書(電子メールによる別途提出の場合を除く。)を添えて、上記2の場所に上記(6)ア(イ)の提出期限までに直接提出すること。

エ 送付による提出の場合

(ア) 審査書類

上記(3)で作成した審査書類を封筒に入れ、封筒に「令和6年7月30日〇〇時〇〇分開札〔上記3(1)のうち該当する案件名〕の審査書類在中」の旨を記載し、上記2宛に上記(6)ア(ア)の提出期限までに必着するよう送付すること。

(イ) 入札書、業務費内訳書等及び企画提案申出書

上記ア及びイにより作成したそれぞれの封書のほか、上記(5)の企画提案申出書(電子メールによる別途提出の場合を除く。)を同一の封筒に入れ(二重封筒とすること。)、外封に「令和6年7月30日〇〇時〇〇分開札〔上記3(1)のうち該当する案件名〕の入札関係書類在中」の旨を記載し、上記2宛に上記(6)ア(イ)の提出期限までに必着するように送付すること。

オ いったん提出した入札書等及び提案書類は、書換え、引換え又は撤回をすることができない。

(9) 代理人による入札

ア 代理人(又は復代理人。以下同じ。)が入札する場合には、入札書に入札参加資格者の氏名、名称又は商号、代理人であることの表示、及び当該代理人の氏名を記入して押印(外国人の署名を含む。)をしておくとともに、委任状を入札書とともに提出すること。

イ 入札者又はその代理人は、本調達に係る入札について他の入札者の代理人を兼ねることができない。

(10) 入札者に要求される事項

ア 入札参加者は、落札決定までの間において、提出書類に関し説明を求められた場合は、それに応じなければならない。(別記1「入札参加に係る提出書類等」参照)

イ 入札参加者は、本入札説明書、仕様書、契約書案等について、疑義がある場合は、関係職員に説明を求めることはできるが、入札書の提出後これらの不明を理由として異議を申し出ることとはできない。

ウ 入札参加者は、告示及び本書に定めるもののほか、札幌市交通局契約規程、札幌市交通局競争入札参加者心得その他関係法令を遵守しなければならない。

7 開札等

(1) 開札の日時及び場所

上記3(1)の件名ごとに、それぞれ次のとおりとする。

ア	令和6年7月30日(火)	14時00分	札幌市交通局5階入札室
イ	令和6年7月30日(火)	14時15分	札幌市交通局5階入札室
ウ	令和6年7月30日(火)	14時30分	札幌市交通局5階入札室

(2) 開札

ア 入札者又はその代理人で希望する者は、開札に立ち会うことができる。なお、入札者又はその代理人が立ち会わない場合は、入札事務に関係のない職員を立ち会わせて行う。

イ 入札者又はその代理人は、開札時刻後においては、開札場に入場することはできない。

ウ 入札者又はその代理人は、開札場に入場しようとするときは、入札関係職員の求めに応じ入札参加資格を証明する書類、身分証明書又は入札権限に関する委任状を提示しなければならない。

エ 入札者又はその代理人は、入札執行職員又はその補助者が特にやむを得ない事情があると認めた場合のほか、開札場を退場することができない。

オ 開札をした場合において、入札者又はその代理人の入札のうち、予定価格の制限の範囲内の価格の入札がないときは、入札を打ち切る(再度入札は行わない)。

カ 開札をした場合において、次の事項を告げた後、落札を保留して開札を終えるものとする。

(ア) 入札が無効となる入札参加者

(イ) 予定価格の制限の範囲を超える価格で入札をした入札参加者

(ウ) 調査基準価格を下回る価格で入札をした入札参加者

(エ) 上記(ア)～(ウ)に該当しない者のうち低廉な価格で入札した入札参加者

(3) 入札の無効

次に掲げる入札は、無効とする。

ア 本入札説明書に示した入札参加資格のない者のした入札、入札に関する条件に違反した者の

した入札その他札幌市交通局契約規程第 11 条各号及び札幌市交通局競争入札参加者心得第 8 項各号の一に該当する入札

イ 札幌市交通局物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規程第 6 条第 3 項の規定により入札書を受理した場合で、同条第 1 項の資格審査が開札日時までに終了しないとき又は参加資格を有すると認められないときにおける入札

ウ 上記 6 (6) ア(イ)の入札書等の提出期限以後、落札者の決定までの間に上記 4 の入札参加資格を満たさなくなった者がした入札

エ 提出書類に虚偽の記載をした者がした入札

オ 業務費内訳書等に関して、次のいずれかに該当した入札

(ア) 業務費内訳書等の全部又は一部が提出されていないとき

(イ) 業務費内訳書(内訳様式 1)の合計金額が入札書記載金額と一致しないとき

(ウ) (ア)及び(イ)のほか、業務費内訳書等が低入札価格調査要領第 7 条の 2 第 1 項各号のいずれかに該当するとき

(4) 入札の延期等

次のいずれかに該当したときは、当該入札を延期し、中止し、又はこれを取り消すことがある。

ア 入札者が相連合し、又は不穩の挙動をする等の場合であつて、競争入札を公正に執行することができない状態にあると認められるとき

イ 天災その他やむを得ない事情が発生した場合であつて、競争入札を公正に執行することができない状態にあると認められるとき

ウ 調達を取りやめ、又は調達内容の仕様等に不備があつたとき

8 入札説明書等の質問

(1) 入札説明書、仕様書等に関する質問の受付

入札説明書、仕様書等又は総合評価落札方式の手続に関して質問がある場合は、次のとおり書面又はファクシミリ、電子メールにて質問書を提出すること。

ア 提出期限

令和 6 年 7 月 10 日(水) 17 時 00 分まで

イ 提出先

上記 2 の契約担当部局あてに提出すること。なお、電子メールにて質問する場合は、次のメールアドレスあてに送信し、メールの件名を「〔上記 3 (1)のうち該当する案件名〕の質問について」とすること。

メールアドレス：ko.somu-keiyaku@city.sapporo.jp

ウ 質問に対する回答

質問に対する回答については、令和 6 年 7 月 17 日(水)までに適宜、上記 2 に掲げる場所にて閲覧に供するとともに、交通局ホームページに掲載する。なお、本件入札に直接関係する質問に対してのみ回答を行うものとし、全ての質問に回答するとは限らない。

9 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 入札保証金

免除する。

(3) 契約保証金

要する。契約を締結しようとする者は、契約金額を 1 年間当たりの額に換算した額の 100 分の 10 に相当する額以上の契約保証金又はこれに代える担保を、落札決定後、契約保証金の納付に係る通知(納入通知書到達)の日の翌日から起算して 5 日後(5 日後が休日の場合は翌開庁日)までに、納付し、又は提供しなければならない。

なお、指定期日までに納付又は提供がなかった場合には、下記(4)イに基づき落札決定を取り消すとともに、札幌市交通局競争入札参加停止等措置要領の規定に基づく参加停止の措置(以下「参加停止措置」という。)を行う。

ただし、札幌市交通局契約規程第 25 条各号の一に該当するときは、契約保証金の納付を免除することがある。

(4) 落札の取消し

落札者が次の各号の一に該当するときは、当該落札を取り消すものとする。

ア 契約の締結を辞退したとき、又は管理者の指定した期日内に契約を締結しないとき。

イ 契約保証金の納付義務のある者が、指定する期日までに、契約保証金の納付がなかったとき。

ウ 入札に際し不正な行為をしたと認められるとき。

エ その他入札に際し入札参加の条件に欠けていたとき。

(5) 契約書の作成

ア 契約の相手方が決定したときは、下記(6)イの契約締結期限までに契約書を取り交わすものとする。

イ 契約書を作成する場合において、契約の相手方が遠隔地にあるときは、まず、その者が契約書の案に記名押印し、更に管理者が当該契約書の案の送付を受けてこれに記名押印するものとする。

ウ 上記イの場合において管理者が記名押印したときは、当該契約書の 1 通を契約の相手方に送付するものとする。

エ 管理者が契約の相手方とともに契約書に記名押印しなければ、本契約は確定しないものとする。

(6) 契約条項及び契約締結期限

ア 契約条項 別記 6 のとおり

イ 契約締結期限

原則として、落札の決定を通知した日(※)の翌日から起算して 5 日後(5 日後が休日の場合は翌開庁日)とする。なお、別途指定した期日がある場合はその期日とする。

期限内に契約を締結できない場合は、上記(4)アに基づき落札決定を取消すことがある。なお、落札決定を取消した場合、参加停止措置を行う。

※上記(3)により契約保証金の納付又はこれに代わる担保の提供を行う場合にあっては、「落札の決定を通知した日」を、「契約保証金の納付又はこれに代わる担保の提供を行った日」と読み替える。

(7) 提出書類の作成等

提出書類の作成及び提出に要する費用は、入札参加者の負担とする。また、提出された書類は、返却しないものとする。

(8) 提案書類の公表

総合評価に関する審査結果を除き、提出された企画提案申出書及び提案書類については、公表しないものとする。ただし、札幌市情報公開条例に基づく公開請求や情報提供の依頼等があったときは、非公開情報を除いて、公開・提供する場合がある。

(9) 企画提案の履行確保について

ア 落札者が提示した企画提案にあっては、その内容を契約の特記仕様書として上記(6)の契約条項に加え約定する。また、約定事項の遵守確認のため、必要に応じて雇用契約書、賃金台帳、社会保険届出書等の関係書類の写しの提出を求めることがある。

イ 上記アで約定した特記仕様書(以下「特記仕様書」という。)は、落札者自らの責任において、誠実に履行するものとする。

ウ 特記仕様書について、契約の相手方が正当な理由なく履行せず、札幌市交通局からその是正指示を受けたにもかかわらず、契約の相手方がその指示に従わない、又は特記仕様書の性質

上、是正をすることができないことが明らかであると認めるときは、入札の際に評価に係る審査結果により得られた評価点と、実際の履行内容をもとに算定した評価点との差を算出し、その差の合算点を、委託者が認めた日から起算して1年間（当該減点措置の期間以降も是正されない場合であって、下記クによる契約解除を行わない場合については、再度委託者が認めた日から起算して1年間）に開札を行う建物清掃業務に係る総合評価一般競争入札において、契約の相手方における評価点から減ずる。

エ 上記ウは、契約の相手方が事業協同組合等であるときは、当該事業協同組合等のすべての組合員にも適用し、当該事業協同組合等の組合員が単独で入札に参加する場合にも上記ウの措置を行う。

オ 上記ウ及びエの措置については、市長部局、札幌市水道局、札幌市病院局にて発注する建物清掃業務に係る総合評価一般競争入札に係る調達においても適用する。

カ 上記ウの是正指示を受けた契約の相手方が、その指示に従わず、特記仕様書の履行の見込みがないと認めるときは、その者に対し、札幌市交通局競争入札参加停止等措置要領に基づき参加停止措置を行う場合がある。

キ 上記カの場合において、参加停止措置の有無にかかわらず、契約の相手方に対し、請求金額から履行しない割合に相当する金額を減額する場合がある。

ク 上記ウの是正指示を受けた契約の相手方が、その指示に従わず、特記仕様書の履行の見込みがないと認める場合であって、契約を継続し難い重大な事由があると認めるときは、契約を解除する場合がある。

(10) 参加資格の説明

上記4(2)の後段に基づき、参加資格申請をし、その結果、参加資格がないと認められた場合には、その事実を知り、又は合理的に知り得たときから10日以内に、その事由についての説明を書面により求めることができる。

(11) 本調達の委託料の積算

別記7のとおり。

(12) 苦情の申立

本調達は、政府調達に関する協定の適用を受けるため、調達手続き等に関し、政府調達に関する協定に反していると判断する場合は、その事実を知り、又は合理的に知り得たときから10日以内に、書面にて札幌市入札・契約等審議委員会へ苦情を申し立てることができる。

(13) 苦情の申し立てに伴う取り扱い

上記(12)による苦情の申し立てがなされた場合、札幌市入札・契約等審議委員会の提案等により、落札の取消し、契約締結又は契約執行の停止等があり得る。